(2)　特別会計（特別会計のうち法第2条第1号イロハに掲げる以外のもの）：変更前に同じ
(3)　一般会計等の実質収支：変更前に同じ
2　連結実質収支：変更前に同じ
3　実質公債費比率：変更前に同じ
4　将来負担比率：変更前に同じ
第6　再生振替特例債の各年度ごとの償還額：変更前に同じ
第7　各年度ごとの健全化判断比率の見通し：変更前に同じ
第8　その他財政の再生に必要な事項：変更前に同じ
二　健全化法第十条第六項の規定による協議の結果　同意

○農林水産省告示第三百八十九号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十条の七第三項並びに第四項第一号及び第二号並びに第百二十三条第一項第二号の二ロ並びに農業災害補償法施行規則（昭和二十二年農林省令第九十五号）第三十三条の六の五第二項の規定に基づき、平成二十八年一月二十六日農林水産省告示第百七十三号（収穫基準共済掛金率等を定める件）等の一部を次のように改正する。

平成三十年二月二十二日

農林水産大臣　齋藤　健

第一　平成二十八年一月二十六日農林水産省告示第百七十三号の一部を次のように改正する。

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び秋田県庁に備え置いて縦覧に供する。）

第二　平成十六年一月二十九日農林水産省告示第百四十四号（農業災害補償法施行規則第三十三条の六の五第二項の共済目的の種類ごと及び防災施設の種類ごとに農林水産大臣が地域別に定める割引率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後			
共済目的の種類	防災施設の種類	地域	割引率
（略）	（略）	（略）	（略）
おうとう	樹体の上面をプラスチック又はこれに類する防水性を有する物で被覆したもの	全国の区域	四〇パーセント
（略）	（略）	（略）	（略）

改正前			
共済目的の種類	防災施設の種類	地域	割引率
（略）	（略）	（略）	（略）
おうとう	樹体の上面をプラスチック又はこれに類する防水性を有する物で被覆したもの	山形県の区域	四〇パーセント
（略）	（略）	（略）	（略）

第三　平成十六年三月二十六日農林水産省告示第七百三号（農業災害補償法施行規則第三十三条の六の五第二項の農林水産大臣の定める防災施設割引率算定方法を定める件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後			
共済目的の種類	収穫共済の共済事故等による種別	防災施設の種類	地域	k
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
おうとう	減収暴風雨方式による収穫共済	樹体の上面をプラスチック又はこれに類する防水性を有する物で被覆したもの	全国の区域	0
	減収ひょう害方式による収穫共済	樹体の上面をプラスチック又はこれに類する防水性を有する物で被覆したもの	全国の区域	0

改正前				
共済目的の種類	収穫共済の共済事故等による種別	防災施設の種類	地域	k
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
おうとう	減収暴風雨方式による収穫共済	樹体の上面をプラスチック又はこれに類する防水性を有する物で被覆したもの	山形県の区域	0
	減収ひょう害方式による収穫共済	樹体の上面をプラスチック又はこれに類する防水性を有する物で被覆したもの	山形県の区域	0